

神戸市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月3日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第45号

神戸市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

神戸市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年6月規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（マンションの除却の必要性に係る認定の申請に要する添付書類）</p> <p>第4条 省令第49条第1項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 法第102条第1項の規定による認定の申請に係るマンションが<u>同条第2項第1号</u>の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを前条の告示で定める者が証する</p>	<p>（マンションの除却の必要性に係る認定の申請に要する添付書類）</p> <p>第4条 省令第49条第1項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 法第102条第1項の規定による認定の申請に係るマンションが<u>同条第2項</u>の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを前条の告示で定める者が証する書類</p>

書類

(2)、(3) [略]

2 省令第49条第2項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前項第2号に掲げる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

3 省令第49条第3項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる構造計算書は、同項に規定する除却の必要性に係る認定申請書に添えることを要しないものとする。

(2)、(3) [略]

2 省令第49条第2項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる構造計算書は、同項に規定する除却の必要性に係る認定申請書に添えることを要しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。